

学 生 各 位

学生課 学生・図書係

国立高専機構における特別措置による 前期分授業料免除の実施について

1. 対象者

①就学支援金制度の対象となる1～3年生

・授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合または学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合（※1）

（※1）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合は、「風水害等の被害を受けた場合」として取り扱います。

・課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる者

②就学支援金制度の対象とならない3年生以下の者

・36月の支給上限期間を超える等、就学支援金制度では就学支援されない者であり、かつ、学業優秀と認められる者

③就学支援金制度の対象とならない4年生以上の者

・授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

2. 免除金額

前期分授業料のうち就学支援金制度で支援されない授業料、もしくは前期分授業料の全額又は半額（申請人数により異なる）

3. 申請受付期間

令和3年5月7日(金)まで（土・日・祝日を除く）

（受付時間 8：30～17：00 の間）

※申請受付期間以降は一切の申請を受け付けないので注意してください。

4. 手続方法等

申請希望者は、学生・図書係までお越してください。なお、審査のため学校が指示する調書、所得証明書等を提出していただく必要があります。

5. 選考方法

全国の各高専で受け付けた内容をもとに、高専機構で審査されます。